## 動物実験委員会規程

[2014(平成26)年 3月25日 制定] 改正 2015(平成27)年 3月24日

(趣旨)

第1条 この規程は、動物実験規程第6条第2項に基づき、動物実験委員会(以下「委員会」という。) に関して必要な事項を定める。

(審議事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。
  - (1) 動物実験計画に関する事項
  - (2) 動物実験計画の実施状況及び結果に関する事項
  - (3) 動物実験施設の使用状況及び実験動物の飼養保管状況に関する事項
  - (4) その他動物実験の適正な実施に関する事項

(組織)

- 第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。
  - (1) 保健福祉学部長
  - (2) 動物実験に関して識見を有する者で、学長が指名する教員 1名
  - (3) 実験動物に関して識見を有する者で、学長が指名する教員 1名
  - (4) その他学識経験を有する者で、学長が指名する教員 2名
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の後任の委員の任期は、前任の委 員の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を要請することができる。ただし、表決には 加わらないものとする。

(委員長)

- 第4条 委員長は、保健福祉学部長をもって充てる。
- 2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(副委員長)

- 第5条 副委員長は、委員の互選により定める。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長の依頼により、その職務を代行する。

(運営)

- 第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数の同意により決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 委員は、自らが動物実験責任者となる動物実験計画の審議及び表決に関与することはできない。
- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者に対し、資料の提出、意見の聴取その他必要な協力を求めることができる。
- 5 委員長は、審議終了後、審議結果等を学長に報告しなければならない。

(守秘義務)

**第7条** 委員は、職務上知り得た情報を正当な理由なく漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(事務)

第8条 委員会に関する事務は、庶務課において処理する。

附即

この規程は、2014(平成26)年4月1日から施行する。

附則

この規程は、2015(平成27)年4月1日から施行する。